

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

富山市

2 地域再生計画の名称

呉羽地域コミュニティ活性化計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～平成30年度まで

4 地域再生計画の意義及び目標

本市の西部に位置する呉羽地域は、昭和40年に旧呉羽町が合併した地域であり、古くから地域の商店街を中心に独自のコミュニティを形成してきた。

本市では、道路整備の進捗や自動車保有率の増大に伴い、バスや鉄道などの公共交通利用者の減少が進んでおり、車依存の高い交通形態が形成されている。このことにより、郊外型の商業施設の利用が増え、地域内の商店街の利用者が減少しており、呉羽地域内の商店街においても同様の傾向にある。また、車を運転できない高齢者等の地域内での移動が困難になるなど、地域コミュニティ形成への悪影響も危惧されている。

このような状況の中で、呉羽地域では、活力と美しい環境を創出し魅力ある街づくりを図るため、地域が主体となって「グリーンプラン 2001 呉羽街づくり」を策定し、JR呉羽駅を核としたまちづくりを目指して地域の活性化に向けて取り組んでいる。

また、本市の将来のあるべき姿を明示した「富山市都市マスタープラン」において呉羽地域は、「豊かな緑につつまれた芸術文化の薫るまち」として位置づけられており、「舞台芸術パーク」、「ガラス造形研究所」、「富山市ファミリーパーク」などの芸術文化の拠点施設が立地しているため、これらの資源を活用した地域の活性化が望まれている。

これを踏まえて策定された「呉羽地域コミュニティ活性化計画」では、呉羽駅を拠点とした公共交通ネットワークの構築などにより、地域内の移動手段を確保すると同時に、舞台芸術パーク、ガラス造形研究所等の文化施設、富山市ファミリーパーク等の観光施設、くれは梨等の特産品などの資源を活用し、地域経済、地域コミュニティの活性化を目指すこととした。

これまでの取り組みをより推進していくために本年度からは、地域活性化実現のための手法の一つとして、地域が主体となって「呉羽地域自主運行バス」を運行し、高齢者等の移動機会の確保による地域商店街などの利用拡大と文化施設、観光施設の利便性の向上による観光客の誘致など地域の活性化を図ることとしている。

また、この事業を円滑に進めていく上で、平成16年度中に発出予定の「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」の通達に沿った取り組みをしていく。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

呉羽地域自主運行バスは、これまで路線バスが入らない住宅地域にきめ細かく運行するバスサービスを提供することにより、高齢者の活動機会の増大、通院の不便さの解消、商業施設への買い物の便の確保、児童・生徒の通学など、地区の住民(主に弱い立場の住民)の社会生活の基盤となる。

また、呉羽地域内にある芸術文化の拠点施設を結ぶことにより施設利用者の利便性も向上する。さらに、誰もが自由、便利に往来できることで、住民同士の結びつきが強まり、コミュニティを活性化する効果も期待できる。また、単なる交通システムではなく、様々な住民活動をむすびつける架け橋でもあり、地域の商業も賑わいを増すことが期待される。

呉羽地域自主運行バスは、環境・福祉・医療・教育などの視点から住みやすく魅力のある持続可能なコミュニティを生み出していくことに大きなプラス効果をもたらす。

(経済効果予測)

- ・ コミュニティバス利用者数

5名×1便×8回×4ルート×26日×12ヶ月=49,920人

- ・ 地域商業施設の売り上げ増額

(利用者全員が商業施設で1,000円/人/日を使った場合)

49,920人×1,000円=49,920,000円

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

212018

コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業 該当無し

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- 「地域運行バス」の継続的な運行
 - ア．利用促進意識の啓発
 - ・ フォーラムの開催
講師による「地域自主運行バスの在り方」について講演を行なう。
 - ・ 啓発パンフレットの作成
運行路線図、時刻表、料金等をわかりやすく表示し地域住民に配布する。
 - ・ イベントキャラバンの実施等
運行休止日にバスを商業施設などで展示し、啓発活動を行なう。
 - イ．「住民応援団」の設立
永続的な利用促進活動を行なうボランティア団体を設立し、地域住民へきめ細かくバスに関する情報をPRする。
 - ウ．住民ニーズに素早く対応可能な運行体制の確立
高齢者などの活動機会の変化に素早く対応するため、ルート及び停車場の変更を柔軟かつ速やかに行なう。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212018

コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等

2 当該支援措置を受けようとする者

富山地方鉄道株式会社

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

< 呉羽地域自主運行バス試行実験及び本格運行 >

呉羽地域自主運行バスは、高齢者等の移動機会の確保による地域商店街などの利用拡大と文化施設、観光施設の利便性の向上による呉羽地域のコミュニティ活性化を目的として呉羽商工会が中心となり、自治振興会や諸団体と連携しながら地域の住民が主体となったコミュニティバスの自主運行を目指すものである。

また、呉羽地域自主運行バスの運行許可申請については、平成16年度中に措置される予定の当該支援措置の内容に沿い、手続きを進めるものである。

具体的には現段階で以下のような取り組みを検討している。

(1) 呉羽地域コミュニティバス事業概要

事業契約への参画主体

- 運営主体 (有)まちづくり公社呉羽
- 運行業務 株式会社富山地方鉄道
- 主な協賛団体等 自治会 7,000世帯 個人
金融機関(銀行、郵便局) スーパー
病院 法人企業

呉羽地域コミュニティバスの各関係主体の主な役割

(有)まちづくり 公社呉羽	ア．バスの運営に関する業務。バスの運行及び運行に関連する業務の委託。 イ．バスの利用促進運動。 ウ．運行協力金・広告費等の徴収・支出等の管理。 エ．その他、運行実績・財務状況等の管理、広報業務等。
------------------	---

(株)富山地方鉄道	ア．バスの運行及び運行に関する業務。 イ．バスの運行に関するマニュアルの作成とその誠実な実行。 ウ．乗車人数等、運行業務実績に関する情報の整理と報告。 エ．バス車両・バス停の維持管理。
協賛団体等	ア．運行協賛金・広告費等による運行経費の支援。 イ．利用促進運動への協力・参画。
富山市	ア．試行運行の実施 イ．バスの無償貸付（１台限定） ウ．運行費補助（月額３０万円限度）

（２）試行実験期間

平成１６年９月１日～平成１６年１１月３０日（日曜を除く７８日）

（３）試行運行に伴う調査の実施

- ・ ルート調査、利用者数の把握、収支シュミレーション
- ・ 地元運行会社の支援策の検討
- ・ 試行前、中、後のアンケート調査（乗客、沿線住民等）

（４）試行運行計画案

運行ルート（呉羽駅を起終点に往復計６回隔日運行）

A 古沢・池多ルート 約１７km 所要時間 約４４分

B 老田ルート 約７km 所要時間 約２４分

C 寒江ルート 約１１km 所要時間 約２８分

D 長岡ルート 約１０km 所要時間 約２８分

運賃 １００円

（５）本格運行への移行

試行運行、及び調査の結果を踏まえ、平成１６年度中に本格運行へ移行するもの。